

安全衛生推進者能力向上教育(初任時) 案内書

当連合会では、労働安全衛生法第19条の2に基づく安全衛生推進者の能力向上を図ることを目的とする標記講習会を下記のとおり開催いたしますので、多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

労働安全衛生法抜粋

(安全管理者等に対する教育等) 第19条の2

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他の労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらの機会を与えるように努めなければならない。

1. 日 時 令和7年10月24日(金) 8:30~17:00
2. 講習会場 高知県立地域職業訓練センター (高知市布師田3992-4)

講習科目	科 目	時 間
	安全衛生管理の進め方	3時間
	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
	安全衛生教育	1時間
	関係法令	1時間

4. 対 象 者 安全衛生推進者養成講習修了者で、その後能力向上教育を受講していない者
上記以外で受講を希望される方

5. 受 講 料

	受 講 料	テキスト代	合 計
各地区協会員	7,700円(本体7,000円+税)	2,420円(本体2,200円+税)	10,120円
一 般	9,900円(本体9,000円+税)		12,320円

*インボイス制度への対応は「請求書」にて行います。受講申込書の事業場名は正式名称をご記入ください。

*テキストは講習会当日にお渡します。テキスト代につきましては、テキストの改訂に伴い変更となる場合があります。

6. 定 員 32名(定員に達し次第締め切ります)

7. 申込方法

受講申込書に必要事項をご記入の上、FAX等でお申込みください。講習会開催決定後に受講票、請求書、振込用紙(高知銀行でご利用の場合振込手数料は無料)を送付いたします。受講料等は講習会開催日の1週間前までにお振込みくださいますようお願いいたします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込みください。

(振込先)高知銀行 東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

8. 受講取消、受講者変更

受講取消は、令和7年10月22日(水) 16時までに当連合会へご連絡ください。受講料等をお振込みいただいている場合は、現金または銀行振込(振込みの場合は、振込手数料をご負担いただきます)にてご返金いたします。受講者の変更は、令和7年10月23日(木) 16時までにご連絡ください。以後の取消、変更はできません。

また、指定日時以降の受講取消、講習会当日の欠席は、理由の如何にかかわらず受講料等の返金はできません。テキストをお渡ししている場合は返品できませんのでご了承ください。

9. そ の 他

講習会場は駐車台数に限りがありますので、同事業所の方はできるだけ相乗り等でご来場くださいますようお願いいたします。

<申込・お問合わせ先> 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

〒780-0821 高知市桜井町2-6-31 コーポ NOR 1階

TEL:088-861-5566 FAX:088-861-5567